

# 四半期報告書

(2020年度第2四半期)

自 2020年7月1日

至 2020年9月30日

株式会社**商船三井**

本店 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

(E04236)

# 目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	12
2 役員の状況	12
第4 経理の状況	13
1 四半期連結財務諸表	14
(1) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	14
四半期連結損益計算書	14
四半期連結包括利益計算書	15
(2) 四半期連結貸借対照表	16
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18
2 その他	25
第二部 提出会社の保証会社等の情報	26

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月11日
【四半期会計期間】	2020年度第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社 商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 池田 潤一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03) 3587-7026(代表) (03) 3587-7041(代表)
【事務連絡者氏名】	秘書・総務部長 居城 正明、経理部長 三谷 亮司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03) 3587-7026(代表) (03) 3587-7041(代表)
【事務連絡者氏名】	秘書・総務部長 居城 正明、経理部長 三谷 亮司
【縦覧に供する場所】	株式会社 商船三井 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号) 株式会社 商船三井 関西支店 (大阪市北区中之島三丁目3番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	2019年度 第2四半期 連結累計期間	2020年度 第2四半期 連結累計期間	2019年度
会計期間	自2019年4月1日 至2019年9月30日	自2020年4月1日 至2020年9月30日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
売上高 (百万円)	574,350	484,686	1,155,404
経常利益 (百万円)	28,154	32,732	55,090
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	25,636	30,251	32,623
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△9,979	3,824	2,612
純資産額 (百万円)	633,474	632,667	641,235
総資産額 (百万円)	2,069,083	2,053,393	2,098,717
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	214.37	252.96	272.79
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	207.11	251.62	263.55
自己資本比率 (%)	24.45	24.86	24.46
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	46,237	37,075	100,723
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△48,290	△47,308	△107,250
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△19,968	△3,625	△728
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	86,705	86,202	102,283

回次	2019年度 第2四半期 連結会計期間	2020年度 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自2019年7月1日 至2019年9月30日	自2020年7月1日 至2020年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	111.74	207.04

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社。以下同じ。)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載された事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間の対ドル平均為替レートは、前年同期比¥2.02/US\$円高の¥107.37/US\$となりました。また、当第2四半期連結累計期間の船舶燃料油価格平均は、前年同期比US\$142/MT下落しUS\$296/MTとなりました。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高4,846億円、営業損益△42億円、経常損益327億円、親会社株主に帰属する四半期純損益は302億円となりました。なお、当社持分法適用会社OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.の損益改善などにより、営業外収益で持分法による投資利益として306億円を計上いたしました。

当第2四半期連結累計期間の連結業績及び対前年同期比較は以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	増減額/増減率
売上高 (億円)	5,743	4,846	△896 / △15.6%
営業損益 (億円)	120	△42	△162 / -%
経常損益 (億円)	281	327	45 / 16.3%
親会社株主に帰属する 四半期純損益 (億円)	256	302	46 / 18.0%
為替レート (6ヶ月平均)	¥109.39/US\$	¥107.37/US\$	△¥2.02/US\$
船舶燃料油価格 (6ヶ月平均) ※	US\$438/MT	US\$296/MT	△US\$142/MT

※平均補油価格 (全油種)

また、セグメントごとの売上高、セグメント損益 (経常損益) 及び概況は次のとおりです。

上段が売上高 (億円)、下段がセグメント損益 (経常損益) (億円)

セグメントの名称	前第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	増減額/増減率
ドライバルク船事業	1,367	1,104	△263 / △19.2%
	52	△0	△53 / -%
エネルギー輸送事業	1,435	1,518	83 / 5.8%
	116	203	86 / 74.4%
製品輸送事業	2,428	1,798	△630 / △26.0%
	67	93	26 / 39.3%
うち、コンテナ船事業	1,148	1,030	△118 / △10.3%
	56	236	179 / 317.1%
関連事業	607	483	△123 / △20.3%
	63	48	△14 / △23.5%
その他	109	104	△4 / △4.3%
	9	9	△0 / △4.8%

(注) 売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

#### ① ドライバルク船事業

ケーブサイズの市況は、雨季の影響が長期化したブラジル鉱石の出荷低迷、新型コロナウイルスの影響による鋼板需要の減少等が日本/欧州向け鉄鉱石荷動き鈍化に繋がり期初においては前年度比で悪化しましたが、5月下旬からは中国の需要増加及び運賃先物の上昇による改善と調整局面を挟みつつ、全般的に底堅く推移しました。パナマックスの市況は、前年度比で悪化しましたが、6月以降は、南米出しを始めとする旺盛な穀物輸送需要により上昇基調で推移しました。9月に入ると中国・インド向け石炭の輸送需要が低迷しましたが、北米出し中国向けの穀物輸送需要に市況は下支えられました。また、木材チップ船とオープンハッチ船においては、中国向けパルプの一定の需要回復は見られたものの、日本向け紙需要の低迷による荷動き減少の影響を受けました。このような市況環境の中、ドライバルク船部門は前年同期比では損益悪化となりました。

#### ② エネルギー輸送事業

##### <油送船>

原油船市況は、前年同期においては低調に推移していたのに対し、原油安を受けた洋上備蓄需要の高まりにより、前半は歴史的な高値を記録しました。その後、備蓄需要解消や減産合意によるカーゴ減により徐々に軟化し、夏場にかけて下落基調となりました。石油製品船市況は、原油船同様前半に高値を記録した後、世界的な石油製品余りによる製油所稼働率の低下の影響を受け、荷動きが鈍かったことが市況の重しとなり後半は下落基調となりました。このような市況環境下において、市況の歴史的な高値をとらえて有利契約を獲得したこと等により、油送船部門全体としては前年同期比で大幅な増益となり、黒字を計上しました。

##### <LNG船・海洋事業>

LNG船部門においては、当社が初めて保有する世界最大級の LNG 燃料供給船1隻及びロシア・ヤマルLNGプロジェクト向け在来LNG船3番船の契約が開始した他、既存の長期貸船契約を主体に安定的に黒字を計上しました。海洋事業部門では、FSRU1隻を従来契約完了後に引き続いて短期契約に投入しておりますが前年同期比で減益となりました。FPSO事業は既存プロジェクトが順調に稼働し黒字を計上しました。

#### ③ 製品輸送事業

##### <コンテナ船>

当社持分法適用会社OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.において、積高は前年同期比減とはなったものの、北米航路を中心に荷動きの回復に伴う需給ひっ迫によりスポット賃率は第1四半期を大きく上回るレベルで推移しました。燃料油価格が第1四半期同様安値を維持したことも相まって、大幅黒字となりました。

##### <自動車船>

完成車の輸送台数は、世界各国で新型コロナウイルス感染症対応が始まり、完成車販売・生産台数は回復傾向にあるものの、前年同期比では大きく減少しました。解撤や返船を含む船腹供給量の調整、停船による費用削減等、業績への影響を最小限に留める対策に取り組んできましたが、前年同期比で大幅な損益悪化となりました。

##### <フェリー・内航RORO船>

フェリー・内航RORO船については、荷動きは航路により濃淡はあるものの総じて回復基調にありますが、新型コロナウイルスの影響により落ち込んでいた旅客数は回復基調に転じているものの、未だ前年を下回る状況が続いており、全体としては前年同期比で損益悪化となりました。なお、乗船客の安心・安全に繋げるべく、フェリー一船内に高性能フィルタ付き業務空気清浄機の設置を進める等、感染症対策強化を一層進めております。

#### ④ 関連事業

不動産事業においては、当社グループの不動産事業の中核であるダイビル(株)による、昨年度の新規物件取得が寄与し、前年同期比で増収増益となりました。客船事業は新型コロナウイルス感染防止のため、クルーズ運航中止を余儀なくされており前年同期比で大幅な損益悪化となり、曳船事業も曳船作業対象船の入出港隻数減少により、前年同期比で減益となりました。商社事業は費用削減等により、前年同期比では増益となりました。

#### ⑤ その他

主にコストセンターであるその他の事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業などがありますが、ほぼ前年同期並みの業績となりました。

(2) 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ453億円減少し、2兆533億円となりました。これは主に船舶が減少したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ367億円減少し、1兆4,207億円となりました。これは主に長期借入金が増加したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ85億円減少し、6,326億円となりました。これは主に繰延ヘッジ損益が増加したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ0.4ポイント上昇し、24.9%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて、160億円減少し、862億円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が365億円となったこと等から、370億円（前年同四半期462億円）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、船舶を中心とする固定資産の取得及び売却等により△473億円（前年同四半期△482億円）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出等により△36億円（前年同四半期△199億円）となりました。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において経営方針・経営戦略等について新たな見直し、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した、経営方針・経営戦略について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

(7) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は321百万円となっております。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	315,400,000
計	315,400,000

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	120,628,611	120,628,611	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	120,628,611	120,628,611	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ①【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

<2020年7月31日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名
新株予約権の数 ※	330個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	33,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,105円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2022年8月1日から 2030年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,105円 資本組入額 1,053円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 新株予約権の発行時(2020年8月17日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$



また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 a 記載の資本金等増加限度額から上記 a に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

＜2020年7月31日取締役会決議＞

当社取締役を兼務しない執行役員及び従業員（上級管理職）並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2020年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 19名、 従業員 54名、子会社社長 31名
新株予約権の数 ※	1,330個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	133,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,105円（注）1.
新株予約権の行使期間 ※	2022年8月1日から 2030年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,105円 資本組入額 1,053円
新株予約権の行使の条件 ※	（注）2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3.

※ 新株予約権の発行時（2020年8月17日）における内容を記載しております。

- （注）1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員（上級管理職）並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。  
ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第

236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 a 記載の資本金等増加限度額から上記 a に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
- リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日 ～ 2020年9月30日	—	120,628	—	65,400	—	44,371

## (5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く)総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,786	9.86
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	10,429	8.72
ジェーピー モルガン バンク ルクセ ンブルグ エスエイ 1300000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南二丁目15番1号)	3,468	2.90
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,016	2.52
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	3,000	2.51
株式会社日本カストディ銀行(信託口 5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,496	2.09
ビーエヌワイエムエスエーエヌプイ ノン トリーテイー アカウント (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	VERTIGO BUILDING-POLARIS 2-4 RUE EUGENE RUPPERT L-2453 LUXEMBOURG GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	2,202	1.84
ジェーピー モルガン チェース バン ク 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,834	1.53
株式会社日本カストディ銀行(三井住友 信託銀行再信託分・三井E&S造船株式 会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,748	1.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口 9)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,651	1.38
計	—	41,635	34.81

(注) 1. 記載株式数は、千株未満を切捨てて表示しております。

2. 上記信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式を次のとおり含んでおります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 9,074千株、株式会社日本カストディ銀行(信託口)  
5,529千株

3. 2020年4月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、株式会社みずほ銀行他共同保有者が2020年4月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、株式会社みずほ銀行以外については、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
株式会社みずほ銀行	株式 1,400	1.16
アセットマネジメントOne株式会社	株式 5,488	4.55
計	株式 6,888	5.71

4. 2020年6月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社他共同保有者が2020年5月29日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
ブラックロック・ジャパン株式会社	株式 1,535	1.27
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド (BlackRock Fund Managers Limited)	株式 150	0.12
ブラックロック・ライフ・リミテッド (BlackRock Life Limited)	株式 121	0.10
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	株式 166	0.14
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (BlackRock Fund Advisors)	株式 1,092	0.91
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ． (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	株式 933	0.77
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK)Limited)	株式 239	0.20
計	株式 4,239	3.51

5. 2020年7月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が2020年6月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)	株式 4,766	3.95
計	株式 4,766	3.95

6. 2020年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、野村證券株式会社他共同保有者が2020年7月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
野村證券株式会社	株式 100	0.08

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	株式 1,561	1.29
野村アセットマネジメント株式会社	株式 5,865	4.86
計	株式 7,527	6.24

7. 2020年8月31日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ他共同保有者が2020年8月24日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行以外については、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
株式会社三菱UFJ銀行	株式 872	0.72
三菱UFJ信託銀行株式会社	株式 2,843	2.36
三菱UFJ国際投信株式会社	株式 940	0.78
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	株式 440	0.37
計	株式 5,096	4.23

8. 2020年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、三井DSアセットマネジメント株式会社他共同保有者が2020年8月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、株式会社三井住友銀行以外については、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	株式 3,226	2.67
株式会社三井住友銀行	株式 3,000	2.49
計	株式 6,226	5.16

9. 2020年9月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、三井住友信託銀行株式会社他共同保有者が2020年9月8日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
三井住友信託銀行株式会社	株式 2,487	2.06
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	株式 5,447	4.52
日興アセットマネジメント株式会社	株式 6,071	5.03
計	株式 14,005	11.61

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,044,100	—	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 118,972,800	1,189,728	同上
単元未満株式	普通株式 611,711	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	120,628,611	—	—
総株主の議決権	—	1,189,728	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株(議決権の数24個)含まれております。

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号	1,033,900	—	1,033,900	0.86
旭タンカー株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	9,800	—	9,800	0.01
大分海陸運送株式会社	大分県大分市大在2番地	300	—	300	0.00
函館ポートサービス株式会社	北海道函館市海岸町22番5号	100	—	100	0.00
計	—	1,044,100	—	1,044,100	0.87

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,228株(議決権の数12個)あります。なお、当該株式数は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄に含まれております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。



1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	574,350	484,686
売上原価	517,372	446,904
売上総利益	56,977	37,782
販売費及び一般管理費	※ 44,932	※ 42,005
営業利益又は営業損失 (△)	12,045	△4,222
営業外収益		
受取利息	3,971	2,951
受取配当金	3,109	3,507
持分法による投資利益	9,973	30,641
為替差益	7,135	6,929
その他営業外収益	1,086	1,347
営業外収益合計	25,276	45,378
営業外費用		
支払利息	8,251	6,752
その他営業外費用	915	1,670
営業外費用合計	9,167	8,422
経常利益	28,154	32,732
特別利益		
固定資産売却益	3,472	3,886
投資有価証券売却益	1,924	1,763
その他特別利益	828	2,205
特別利益合計	6,226	7,856
特別損失		
固定資産売却損	103	107
投資有価証券評価損	251	1,523
その他特別損失	1,734	2,377
特別損失合計	2,089	4,009
税金等調整前四半期純利益	32,291	36,579
法人税等	2,751	4,046
四半期純利益	29,539	32,532
非支配株主に帰属する四半期純利益	3,902	2,280
親会社株主に帰属する四半期純利益	25,636	30,251

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
四半期純利益	29,539	32,532
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△3,216	5,815
繰延ヘッジ損益	△10,250	△10,406
為替換算調整勘定	△6,617	△2,914
退職給付に係る調整額	△630	△283
持分法適用会社に対する持分相当額	△18,803	△20,919
その他の包括利益合計	△39,518	△28,707
四半期包括利益	△9,979	3,824
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△13,264	1,006
非支配株主に係る四半期包括利益	3,285	2,817

## (2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	105,784	88,870
受取手形及び営業未収金	81,362	83,455
有価証券	500	500
たな卸資産	※1 33,520	※1 23,368
繰延及び前払費用	61,028	54,577
その他流動資産	52,950	49,285
貸倒引当金	△258	△254
流動資産合計	334,887	299,803
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	711,498	686,264
建物及び構築物（純額）	146,582	142,774
機械装置及び運搬具（純額）	29,205	27,703
器具及び備品（純額）	4,174	4,010
土地	241,162	241,055
建設仮勘定	66,363	76,464
その他有形固定資産（純額）	2,713	2,832
有形固定資産合計	1,201,698	1,181,105
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	346,890	363,654
長期貸付金	85,261	82,785
長期前払費用	8,490	9,543
退職給付に係る資産	16,121	16,166
繰延税金資産	3,228	3,411
その他長期資産	85,911	79,986
貸倒引当金	△12,584	△12,799
投資その他の資産合計	533,320	542,747
固定資産合計	1,763,829	1,753,590
資産合計	2,098,717	2,053,393

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	69,189	60,062
短期社債	36,766	17,800
短期借入金	180,351	205,403
コマーシャル・ペーパー	25,000	47,500
未払法人税等	5,336	4,335
前受金	34,348	32,458
賞与引当金	4,706	4,293
役員賞与引当金	179	9
契約損失引当金	17,644	15,297
環境対策引当金	622	—
その他流動負債	48,020	46,557
流動負債合計	422,164	433,717
固定負債		
社債	181,000	163,200
長期借入金	655,117	627,808
リース債務	16,091	15,399
繰延税金負債	58,480	60,798
退職給付に係る負債	9,524	9,864
役員退職慰労引当金	1,565	1,383
特別修繕引当金	18,441	17,628
契約損失引当金	26,639	18,916
その他固定負債	68,457	72,008
固定負債合計	1,035,316	987,008
負債合計	1,457,481	1,420,726
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,400	65,400
資本剰余金	45,007	45,290
利益剰余金	351,636	377,696
自己株式	△6,722	△6,722
株主資本合計	455,320	481,664
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,306	20,840
繰延ヘッジ損益	28,170	1,099
為替換算調整勘定	10,889	4,463
退職給付に係る調整累計額	2,648	2,366
その他の包括利益累計額合計	58,014	28,769
新株予約権	1,646	1,369
非支配株主持分	126,253	120,863
純資産合計	641,235	632,667
負債純資産合計	2,098,717	2,053,393

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	32,291	36,579
減価償却費	42,855	42,819
持分法による投資損益(△は益)	△9,973	△30,641
引当金の増減額(△は減少)	△11,762	△11,929
受取利息及び受取配当金	△7,081	△6,459
支払利息	8,251	6,752
固定資産除売却損益(△は益)	△3,353	△3,653
為替差損益(△は益)	△6,460	△6,417
売上債権の増減額(△は増加)	4,642	△2,897
たな卸資産の増減額(△は増加)	5,494	10,129
仕入債務の増減額(△は減少)	△8,796	△8,728
その他	1,562	8,776
小計	47,671	34,329
利息及び配当金の受取額	10,156	13,589
利息の支払額	△8,474	△6,704
法人税等の支払額	△3,116	△4,139
営業活動によるキャッシュ・フロー	46,237	37,075
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	△7,243	△2,949
投資有価証券の売却及び償還による収入	8,100	6,611
固定資産の取得による支出	△71,636	△65,177
固定資産の売却による収入	21,285	12,652
長期貸付けによる支出	△3,526	△685
長期貸付金の回収による収入	5,562	2,541
その他	△832	△301
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,290	△47,308

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△37,939	28,797
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	10,000	22,500
長期借入れによる収入	48,575	56,250
長期借入金の返済による支出	△46,554	△61,609
社債の発行による収入	40,000	—
社債の償還による支出	△28,500	△36,776
配当金の支払額	△2,985	△4,203
非支配株主への配当金の支払額	△1,513	△6,288
その他	△1,050	△2,295
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,968	△3,625
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,438	△935
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△24,459	△14,794
現金及び現金同等物の期首残高	119,155	102,283
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△7,991	△1,286
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 86,705	※ 86,202

**【注記事項】**

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、重要性の観点等より2社を連結の範囲に含め、支配力基準により実質的に支配が認められなくなったため1社を連結子会社から持分法適用関連会社に変更し、清算終了により1社を連結の範囲から除外しております。

当第2四半期連結会計期間より、新規取得及び重要性の観点より2社を連結の範囲に含め、清算終了により2社を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、新規取得及び重要性の観点等より3社を持分法適用の範囲に含め、1社を清算終了により持分法適用の範囲から除外しております。

当第2四半期連結会計期間より、重要性の観点より2社を持分法適用の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税金等調整前四半期純利益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

(追加情報)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の追加情報に記載した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
役員報酬及び従業員給与	20,354百万円	19,467百万円
退職給付費用	504 "	646 "
賞与引当金繰入額	2,904 "	3,328 "
役員退職慰労引当金繰入額	234 "	265 "

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
原材料及び貯蔵品	32,217百万円	22,022百万円
その他	1,303 "	1,345 "

2 偶発債務  
保証債務等

前連結会計年度 (2020年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)	
被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額
SEPIA MV30 B. V. (船舶設備資金借入金他)	24,031百万円 (US\$220,821千)	AREA1 MEXICO MV34 B. V. (船舶設備資金借入金他)	27,347百万円 (US\$251,044千)
LIBRA MV31 B. V. (船舶設備資金借入金他)	21,351 〃 (US\$196,195千)	SEPIA MV30 B. V. (船舶設備資金借入金他)	26,439 〃 (US\$249,901千)
AREA1 MEXICO MV34 B. V. (船舶設備資金借入金他)	18,203 〃 (US\$160,574千)	LIBRA MV31 B. V. (船舶設備資金借入金他)	24,183 〃 (US\$228,580千)
ARCTIC PURPLE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	13,641 〃 (US\$125,348千)	ARCTIC PURPLE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,948 〃 (US\$122,383千)
ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,924 〃 (US\$118,756千)	ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,244 〃 (US\$115,730千)
ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,276 〃 (US\$112,804千)	ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	11,606 〃 (US\$109,699千)
LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	11,047 〃 (US\$87,774千)	LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	10,464 〃 (US\$85,314千)
JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,026 〃 (US\$82,940千)	JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	8,059 〃 (US\$76,176千)
ICE GAS LNG SHIPPING CO. LTD. (船舶設備資金借入金他)	8,262 〃 (US\$75,925千)	ICE GAS LNG SHIPPING CO. LTD. (船舶設備資金借入金他)	7,671 〃 (US\$72,512千)
CARIOCA MV27 B. V. (金利スワップ関連他)	5,417 〃 (US\$28,411千)	BUZIOS5 MV32 B. V. (船舶設備資金借入金他)	6,564 〃 (US\$61,696千)
JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	5,287 〃 (US\$48,587千)	CARIOCA MV27 B. V. (金利スワップ関連他)	5,041 〃 (US\$27,237千)
TARTARUGA MV29 B. V. (金利スワップ関連他)	4,828 〃 (US\$37,636千)	JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	4,714 〃 (US\$44,563千)
AVIUM SUBSEA AS (船舶設備資金借入金)	4,516 〃 (US\$41,500千)	TARTARUGA MV29 B. V. (金利スワップ関連他)	4,533 〃 (US\$36,331千)
CERNAMBI NORTE MV26 B. V. (金利スワップ関連他)	4,447 〃 (US\$22,236千)	AVIUM SUBSEA AS (船舶設備資金借入金)	4,390 〃 (US\$41,500千)
BUZIOS5 MV32 B. V. (船舶設備資金借入金)	3,790 〃 (US\$34,833千)	CERNAMBI NORTE MV26 B. V. (金利スワップ関連他)	4,167 〃 (US\$21,428千)
LNG FUKUROKUJU SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	3,161 〃	MARLIMI MV33 B. V. (船舶設備資金借入金)	3,862 〃 (US\$36,511千)
LNG JUROJIN SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	3,042 〃	LNG FUKUROKUJU SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	2,985 〃
BLEU TIGRE CORP. (船舶設備資金借入金)	2,701 〃 (US\$24,822千)	LNG JUROJIN SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	2,863 〃
T. E. N. GHANA MV25 B. V. (金利スワップ関連他)	2,294 〃 (US\$17,680千)	BLEU TIGRE CORP. (船舶設備資金借入金)	2,343 〃 (US\$22,148千)
MAPLE LNG TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金)	1,945 〃	T. E. N. GHANA MV25 B. V. (金利スワップ関連他)	2,078 〃 (US\$16,547千)
DUGM MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1,114 〃 (US\$10,240千)	MAPLE LNG TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金)	1,823 〃
その他 23件	12,893 〃 (US\$107,163千)	その他 23件	12,005 〃 (US\$ 105,799千)
合計 (円貨)	186,208百万円	合計 (円貨)	198,340百万円
合計 (外貨/内数)	(US\$1,554,251千他)	合計 (外貨/内数)	(US\$1,725,109千他)

保証債務等には保証類似行為を含んでおります。

外貨による保証残高US\$1,554,251千他の円貨額は169,161百万円であります。

保証債務等には保証類似行為を含んでおります。

外貨による保証残高US\$1,725,109千他の円貨額は182,571百万円であります。



### 3 その他

#### (1) 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

#### (2) その他

当社グループは、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がカナダ及び英国において提起されています。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

#### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金勘定	90,616百万円	88,870百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△4,411 "	△3,168 "
取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資 (有価証券)	500 "	500 "
現金及び現金同等物	86,705百万円	86,202百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,989	25.0	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年10月31日 取締役会	普通株式	3,587	30.0	2019年9月30日	2019年11月28日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	4,185	35.0	2020年3月31日	2020年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年10月30日 取締役会	普通株式	1,793	15.0	2020年9月30日	2020年11月30日	利益剰余金

## (セグメント情報)

I 前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業	計				
			コンテナ 船事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO船 事業						
売上高										
外部顧客への 売上高	136,791	139,248	114,243	127,902	48,270	566,456	7,893	574,350	—	574,350
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	0	4,272	636	108	12,453	17,471	3,064	20,535	△20,535	—
計	136,792	143,521	114,879	128,011	60,724	583,928	10,957	594,886	△20,535	574,350
セグメント利益	5,288	11,650	5,674	1,032	6,375	30,022	989	31,012	△2,858	28,154

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業及び金融業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△2,858百万円には、セグメントに配分していない全社損益△6,106百万円、管理会計調整額3,274百万円及びセグメント間取引消去△25百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 4
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業	計				
			コンテナ 船事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO船 事業						
売上高										
外部顧客への 売上高	110,423	147,509	102,546	76,718	39,816	477,014	7,672	484,686	—	484,686
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	41	4,348	501	84	8,565	13,543	2,818	16,361	△16,361	—
計	110,465	151,858	103,047	76,803	48,382	490,557	10,490	501,048	△16,361	484,686
セグメント利益 又は損失(△)	△49	20,321	23,667	△14,322	4,878	34,495	942	35,438	△2,705	32,732

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業及び金融業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△2,705百万円には、セグメントに配分していない全社損益△4,980百万円、管理会計調整額2,688百万円及びセグメント間取引消去△414百万円が含まれております。

3. 一般管理費の配賦方法については、各セグメント損益をより適切に反映させるべく全社損益に配賦される費用の見直しを行い第1四半期連結会計期間よりその配賦方法を変更しております。この結果、各報告セグメントの負担額が増加したことにより、従来の方法による場合に比べ、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益又は損失(△)の金額が、それぞれ「ドライバルク船事業」で158百万円、「エネルギー輸送事業」で323百万円、「コンテナ船事業」で94百万円、「自動車船・フェリー・内航RORO船事業」で126百万円、「関連事業」で95百万円、「その他」で24百万円減少し、「調整額」の金額で820百万円増加しております。

4. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	214.37円	252.96円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	25,636	30,251
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額 (百万円)	25,636	30,251
普通株式の期中平均株式数 (千株)	119,592	119,593
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	207.11円	251.62円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	4,193	637
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	2012年7月27日取締役会決議による新株予約権方式のストック オプション(株式の数115千株) 2019年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストック オプション(株式の数159千株)	2016年7月29日取締役会決議による新株予約権方式のストック オプション(株式の数140千株) 2020年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストック オプション(株式の数166千株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

### (1) 中間配当

2020年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………1,793百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………2020年11月30日

(注) 2020年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

### (2) 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

### (3) その他

当社グループは、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がカナダ及び英国において提起されています。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月11日

株式会社 商船三井

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 洋 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野口 昌邦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 戸谷 且典 印

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 商船三井の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結貸借対照表、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 商船三井及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。